

門真市立大和田小学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校児童が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならない。学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、児童や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかし、一度いじめが起こると、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた児童、傍観していた児童も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のみならず教育が根底から覆されることとなります。

本校では学校教育目標の重点目標に『高めあえる集団づくり』を掲げ、めざす子ども像に『自分も仲間も大切にできる子ども』を目標に据え、取り組んでいきます。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、「いじめは人間として絶対に許されない」という教職員の共通認識を持ち、「いじめを見逃さない学校づくり」をすすめ、ここに学校いじめ防止基本方針を定めます。

また、いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）を作り、子どもの人間関係の実態把握を計画的に行い、いじめ等子どもの人間関係に何かがあった時、迅速に対応できる学校組織づくりを進めます。いじめ防止対策委員会を中心に、学校全体の活動を通して、子どもたちに自己を大切にし、他を思いやる心を育み、子ども自らがいじめを早期に気づくように指導していきます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法 第2条）

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 目的

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組みます。

(3) 構成員

学校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、学年、生活支援部

必要に応じて外部機関(S C、S S W、学校医等)をメンバーに加えます。

(4) 役割

- ・いじめアンケートの実施、相談の窓口、職員研修の企画や情報の収集および集約を行います。

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。
- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画・実施する役割。
- ・学校いじめ防止基本方針について点検・見直しを行う役割。(PDCA サイクル)

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切にする感性や意欲・態度を育てるために道徳・人権教育の充実を図るとともに勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、児童一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながりを確認することができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう再構築を図る必要があります。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・わかる授業の実現
- ・自己肯定感を育む取組
- ・教職員の人権意識を育む研修の実施
- ・道徳科・人権教育の充実
- ・児童が自分達の問題としていじめを捉えるよう、主体的に話し合える場を作る
- ・門真市開発的生徒指導の推進によって、児童生徒の自己指導能力を育成し、社会性を身に付けさせる取組

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に児童理解を進め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる必要があります。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・相談活動
- ・いじめアンケートの実施

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの児童への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげていくことも大切です。児童の気持ちを受け止めて的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害児童のケア、加害児童の指導など、この「組織」が責任を持って問題の解決にあたることとなります。

そのため、本校では以下のような取組を進めます。

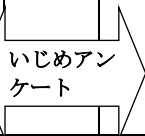
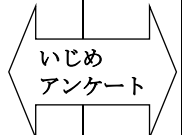
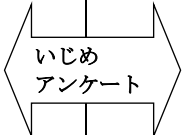
- ・いじめ対策の校内組織を設置する。
- ・子どもの主体性を尊重するとともに、まず子どもの話を十分に聞く。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

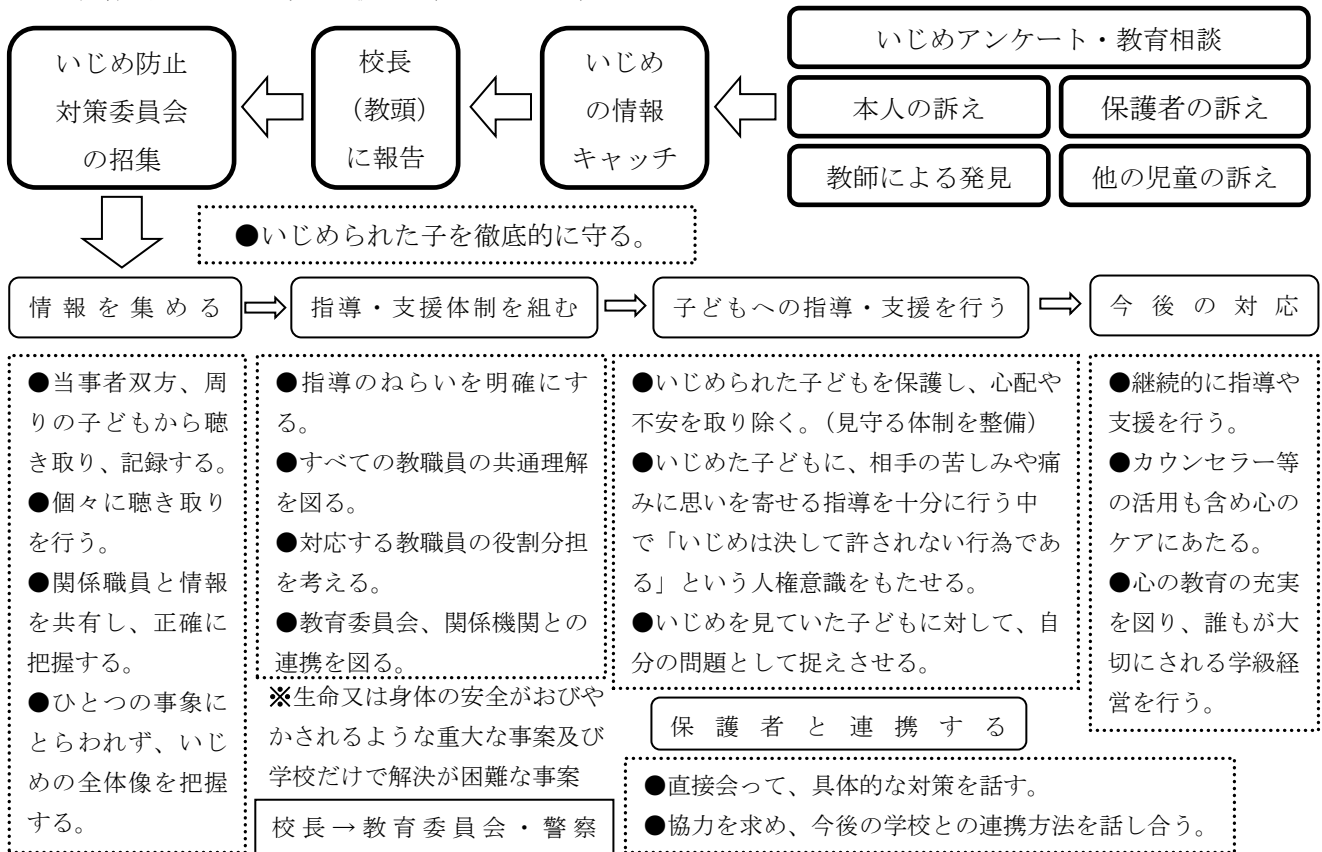
- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の機関とは、少なくとも3か月を目安とする。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7. 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1年	校内探検に向けて	遠足に向けて		1・6年交流(プール)		運動会での異学年交流の取組	遠足に向けて				異学年交流の取組		
2年		遠足に向けて					遠足に向けて						
3年		遠足に向けて					遠足に向けて						
4年		遠足に向けて					遠足に向けて						
5年		宿泊行事を通して					遠足に向けて						
6年	校内探検にむけて	遠足に向けて		1・6年交流(プール)			宿泊行事を通して						
<p>○いじめ防止対策委員会を毎週行っていく。 ○各学年、年度当初に、道徳・人権教育の年間計画をたて、1年間を通じて取り組みを行っていく。 ○その取り組みによる子どもの成長を校内支援委員会・子どもを語る会等で交流し、新たな課題についても認識していく。 担任が中心となり、その課題に対する新たな手立てをうっていく。 ※PDC Aを念頭に取り組みを進める。</p>													
全体	いじめ防止対策協議体(職員研修)				子どもを語る会(いじめアンケートの分析検証も含めて)					子どもを語る会(いじめアンケートの分析検証も含めて)		子どもを語る会(いじめアンケートの分析検証も含めて)	



8. 組織的ないじめ対応の流れ（マニュアル）



9. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、直ちに市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

いじめを受けた児童及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。